

## 共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 四国中央市発注に係る四国中央市ウォーター P P P 導入可能性調査業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、●●事務所▲▲事務所業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

※「株式会社」「有限会社」は記入しない。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、本業務の契約の履行後 3 ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社●●事務所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社▲▲事務所

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、株式会社●●事務所を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契

約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

株式会社●●事務所〇〇%

株式会社▲▲事務所〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうゑ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、当該業務委託の履行後に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合によ

り分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合には、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社●●事務所外○社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

株式会社●●事務所  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ○印

株式会社▲▲事務所  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ○印